

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

この方針のもと、当社は、建設業(新築工事・リフォーム工事)及び関連事業において、協力事業者や取引先の皆様との信頼関係を重視し、サプライチェーン全体の共存共栄に取り組んでまいります。具体的には、取引条件や価格について一方的な決定を行うことなく、協力事業者の皆様と十分に協議したうえで、適正な条件設定に努めてまいります。また、工事内容や仕様変更が生じる場合には、可能な限り事前に情報を共有し、無理な短納期や過度な負担を生じさせないよう配慮いたします。

併せて、ITツールの活用や業務フローの見直しを進めることで、書類作成や情報共有の効率化を図り、協力事業者の方々の業務負担軽減および生産性向上に資する取組を、継続的に行ってまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

この方針のもと、当社は、「受託中小企業振興法」に基づく振興基準を十分に理解し、発注者として、適正な取引慣行の遵守に努めてまいります。取引条件の明確化、対価の適正な決定、代金の適切な支払を徹底するとともに、協力事業者の皆様の立場に配慮した公正な取引を、継続的に実践してまいります。

2026年1月19日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社建築工房無有  
企業名

取締役 河合 純男  
役職・氏名(代表権を有する者)